

軽費老人ホーム鎌倉静養館 重要事項説明書

2011（平成23）年 4月 1日 施行
 2015（平成27）年12月21日 改定
 2016（平成28）年 2月 1日 改定
 2016（平成28）年 6月20日 改定
 2017（平成29）年 4月 1日 改定
 2019（令和 元）年10月 1日 改定
 2020（令和 2）年10月 1日 改定
 2021（令和 3）年 4月 1日 改定
 2021（令和 3）年10月 1日 改定
 2023（令和 5）年 4月 1日 改定
 2024（令和 6）年12月 1日 改定
 2026（令和 8）年 5月 1日 改定

1. 施設概要

名称	軽費老人ホーム鎌倉静養館
所在	神奈川県鎌倉市稲村ガ崎三丁目13番53号
電話番号	0467-22-3245
事業開始年月日	昭和40（1965）年12月1日
建物概要	鉄筋コンクリート2階建て 延べ床面積 1,260㎡
定員 14条	59名

2. 事業主体概要

設置者の名称	社会福祉法人鎌倉静養館
主たる事務所の所在地	神奈川県鎌倉市由比ガ浜四丁目4番30号
法人設立年月日	昭和40（1965）年11月4日

3. 運営規程の概要

(1) 目的 1条
施設は、法令に基づき、入所者の意思及び人格を尊重し、入所者が施設において安心して生き生きと明るく生活できるよう、居宅において生活することが困難な事情にある老人に対して、低額な料金で給食その他日常生活に必要な処遇を行うことを目的とします。
(2) 運営の方針 2条①②
施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ってサービスの提供を行うように努めます。また、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者、その他の保健医療福祉サービスを提供する者との連携に努めます。

(3) サービス提供の方針 16条①③

施設は、入所者が安心して生き生きと明るく生活ができるように、心身の状況や希望に応じたサービス提供を行うとともに、生きがいをもって生活できるようにするための機会を適切に提供いたします。また、入所者に対するサービスの提供に当たり、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行いません。

(4) 職員の勤務体制 4条

施設長	1名	生活相談員(ケースワーカー)	1名
看護職員(看護師)	1名	介護職員(ケアワーカー)	4名以上
栄養士	1名	事務員	1. 5名以上
調理員	3. 5名以上	嘱託医	1名

(5) 入居に際しての留意事項

① 入館対象者 (27条)	家庭環境、住宅事情等の理由により、自宅において生活することが困難な60歳以上の方で、下記条件に該当する方とします。ただし、入所対象者の配偶者、三親等内の親族その他特別な事情により当該者と共に入所することが必要と認められる方も入所することができます。 ・原則として、神奈川県内に在住の方。 ・自分のことは自分でできる健康な方。 ・他の方に迷惑を及ぼすことなく、共同生活に適応していける方。 ・年収が所定額以内で、毎月の利用料等の支払いに充てることができる年金又は仕送り等がある方。 ・連帯保証人2名（うち1名は神奈川県内在住者）のいる方。
② 食事 18条	・栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を一日三回提供し、時間は次のとおりとします。ただし、施設の活動やその他の要因により時間を変更することがあります。 ・食事の提供場所は食堂です。ただし、心身の状況その他の事情によって必要な場合には居室にて食事を提供いたします。 朝食 7:10～8:30 昼食 11:35～13:00 夕食 16:40～18:00
③ 入浴 (23条) 生活のしおり	日曜日を除く毎日です。行事によって夜間だけの入浴があります。時間は次のとおりです。 13:05～14:05 男性 14:15～16:40 女性 18:10～19:45 女性
④ 健康管理 48条③②	・入所者は軽微の負傷、疾病にかかった場合には、館内の医務室で治療を受けることができます。 ・年1回の健康診断を実施します。

⑤ 居宅サービス等の利用 25条①②	・身体状況の変化等により介護保険法に規定する要介護状態等となった場合には、同法に規定する要介護認定等を受け、居宅サービス等を利用することができます。 ・要介護状態等となった場合には、その心身の状況、置かれている環境等に応じ、適切に居宅サービス等を受けることができるよう、施設は入所者の希望を尊重し、必要な援助を行います。
⑥ 相談・助言等 19条 20条	・施設は、入所者の心身の状況や生活歴等を総合的に理解把握し、入所者及び連帯保証人又は家族の相談に適切に応じるとともに、必要な助言やその他の援助を行います。 ・施設は、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等の手続について援助が必要な場合には、その入所者及び連帯保証人又は家族の意思を踏まえて必要な支援を行います。
⑦ 防災 45条② 47条	・施設は、職員及び入所者に対し、非常災害に備え定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。入所者はこの訓練に参加してください。 ・施設の敷地内及び建物内は禁煙です。
⑧ 禁止事項 44条	施設での円満な共同生活をしていただくため、次のような行為はおやめください。 ・施設内の他の入所者に故意に迷惑をかけること。 ・宗教や習慣の違いで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。 ・けんか、口論、泥酔をすること。 ・無断で外出、外泊をすること。 ・無断で外来者を宿泊させること。 ・施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。 ・故意又は重大な過失により、施設もしくは設備、備品に損害を与えること。 ・故意又は無断で、備品を施設外に持ち出すこと。 ・火気を使用すること。 ・動物等のペットを飼育すること。 ・金銭及び貴重品並びに薬等を貸借すること。
⑨ 利用契約の解除 32条	施設長は、入所者が以下のいずれかに該当すると認めたときは、利用契約を解除することができます。 ・虚偽の届出により入居の承認を受けていたとき。 ・正当な理由なく三カ月以上利用料その他支払うべき費用を滞納したとき、又は支払うことができなくなったとき。 ・入所者が病院に入院し、三カ月以上経過したとき、又は三カ月以上の入院が見込まれたとき。

	・継続して特別の介助を要する状態になったとき、又は身体的疾患、精神的疾患等のため、施設での生活が著しく困難となったとき。 ・承認を得ないで、施設の建物、共用設備等の造作、模様替えを行い、かつ、原状回復をしないとき。 ・上記 ⑧ の禁止事項に違反し、その後、施設長の指示、指導に従わないとき。 ・その他、共同生活の秩序を著しく乱し、他の入所者の日常生活や健康に重大な影響を及ぼし、あるいは迷惑をかけるなど、施設での生活が著しく不適当と思われる事由を生じさせ、その後、施設長の指示、指導に従わないとき。
⑩ 利用契約の終了 31 条	入所者が次のいずれかに該当する場合には、利用契約は終了します。 ・入所者が死亡したとき。 ・入所者から退館届の提出があり、月の 5 日までに居室が明け渡されたときその月の末日をもって利用契約の終了とする。 ・上記 ⑨ の規定により、利用契約が解除されたとき。
⑪ 居室の利用・模様替え 35 条	・入所者は、施設から提供された専用居室について、現状のまま使用することを原則とします。 ・入所者の心身の状況の変化に対応するために必要な居室の模様替えは、施設長の承認を必要とし、その費用は入所者に負担していただきます。 ・居室の模様替えをした場合、退去のときには入所者の責任において原状回復をしていただきます。
⑫ 居室の原状回復 36 条 (別表(1)を参照)	入所者の退去時における居室の原状回復に要する費用は、「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン(改訂版)」(平成16年2月国土交通省住宅局)を参照し、適正な費用負担額(別表参照)について、施設と入所者又はその相続人及び連帯保証人もしくは家族との合意によって定めます。
⑬ 居室の変更 38 条	施設長は、入所者が次のことに該当するときは居室を変更することができます。 ・施設長が居室の変更を要すると判断するとき。

(6) 協力医療機関 50 条

医療機関名	医療法人 南浜会 鈴木病院
診療科目	内科・循環器科・呼吸器科・外科・整形外科・小児科・泌尿器科・アレルギー科
住所	鎌倉市腰越 1-1-1
電話番号	0467-31-7651

(7) 緊急時の対応 43 条、26 条

- ・入所者は、身体状況の急激な変化などで緊急な事態が生じたときは、ナースコール等によりいつでも職員の対応を求めることができます。

- ・入所者から緊急の対応要請があったときは、職員は速やかに適切な対応を行います。また、入所者が予め緊急連絡先を届け出ている場合は、関係機関への連絡とともに、その緊急連絡先へも速やかに連絡します。

(8) 事故発生時の対応 55条②④

- ・施設は、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに県、入所者の連帯保証人又は家族等に対して連絡を行うとともに必要な措置を講じます。
- ・施設は、入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

(9) 個人情報の保護 54条

施設は、業務上知りえた入所者又はその家族の個人情報について、別途定める個人情報取り扱い規程に従って、適正かつ適切な取り扱いをいたします。

(10) 秘密の保持 53条

職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た入所者及び連帯保証人又は家族の秘密を漏らしません。施設は、職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た入所者及び連帯保証人又は家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じます。

(11) 苦情処理の体制 (56条①)

苦情相談の窓口

苦情解決責任者 施設長 伊藤 尚子

苦情受付担当者 副施設長 駒崎 悠 連絡先 0467(22)3245

第三者委員 当法人 評議員 岩澤 勝昭 (いわさわ かつあき)

第三者委員 当法人 監事 脊山 静子 (せやま しずこ)

第三者委員 連絡先 0467(24)4206

(12) 利用料等の詳細 15条(別表(2))を参照

施設の基本利用料は「神奈川県軽費老人ホーム利用料等取扱基準」(令和元年8月15日高福第2574号通知)に基づく次のとおりです。

- ・サービスの提供に要する費用
- ・生活費(食材料費及び共用部分の光熱水費)

「サービスの提供に要する費用(事務費)」及び「生活費」につき、後記「利用料内訳」をご参照ください。

施設のその他の利用料は、以下のとおりです。(別表(2)参照)

- ・居室において入所者が消費した電気の料金
- ・毎年11月から翌年3月までの暖房費
- ・入所者が選定する特別なサービスの提供に要する費用
- ・前各号のほか、日常生活に通常必要なものの費用で、入所者が負担することが適切と判断される費用

利用料内訳

	前年收入	事務費	生活費	計
1	1,500,000 円以下	10,000	62,570	72,570
2	1,500,001 円 ～ 1,600,000 円	13,100	62,570	75,670
3	1,600,001 円 ～ 1,700,000 円	16,100	62,570	78,670
4	1,700,001 円 ～ 1,800,000 円	19,100	62,570	81,670
5	1,800,001 円 ～ 1,900,000 円	22,200	62,570	84,770
6	1,900,001 円 ～ 2,000,000 円	25,300	62,570	87,870
7	2,000,001 円 ～ 2,100,000 円	30,300	62,570	92,870
8	2,100,001 円 ～ 2,200,000 円	35,400	62,570	97,970
9	2,200,001 円 ～ 2,300,000 円	40,500	62,570	103,070
10	2,300,001 円 ～ 2,400,000 円	45,600	62,570	108,170
11	2,400,001 円 ～ 2,500,000 円	50,600	62,570	113,170
12	2,500,001 円 ～ 2,600,000 円	57,700	62,570	120,270
13	2,600,001 円 ～ 2,700,000 円	64,800	62,570	127,370
14	2,700,001 円 ～ 2,800,000 円	71,900	62,570	134,470
15	2,800,001 円 ～ 2,900,000 円	79,000	62,570	141,570
16	2,900,001 円 ～ 3,000,000 円	86,100	62,570	148,670
17	3,000,001 円 ～ 3,100,000 円	94,200	62,570	156,770
18	3,100,001 円 ～ 3,200,000 円	102,400	62,570	164,970
19	3,200,001 円 ～ 3,300,000 円	110,400	62,570	172,970
20	3,300,001 円 ～ 3,400,000 円	118,500	62,570	181,070
21	3,400,001 円以上	全額	62,570	

別表(1)

軽費老人ホーム鎌倉静養館 重要事項説明書

3. 運営規程の概要

(5) 入居に際しての留意事項		
⑫ 居室の原状回復 (入居者の退去時における居室の原状回復に要する費用)	内 容	備 考
	i 畳表替え：業者に委託 実費相当	四畳半：19,000 円程度 六畳：26,000 円程度
	ii 襖張り替え：業者に委託 実費相当	9,000 円程度（大1枚 3,000 円×2枚、 小1枚 1,500 円×2枚） 裏表取り換えは 12,000 円程度
	iii 障子張り替え：業者に委託 実費相当	4,000 円程度(2枚)
	iv 壁塗装：業者に委託 実費相当	50,000 円程度
	v 電気製品(TV、冷蔵庫等) の処分：業者に委託 実費相当	例 TV：5,000 円程度 小型冷蔵庫：7,000 円程度 扇風機：1,000 円程度
	vi ゴミ処理：業者に委託 実費相当	例 敷布団 1,000 円程度 掛布団 1,000 円程度

* 入居者の生活状態により居室を変更する場合も、上記を適用させていただきます。

別表(2)

軽費老人ホーム鎌倉静養館 重要事項説明書

3. 運営規程の概要

(12) 利用料等の詳細(主なサービス内容等)		
① 月額利用料に含まれるサービス	i 居室と共用施設の利用	
	ii 生活相談サービス	
	iii 食事サービス：1日3食 ただし、外泊・入院が長期にわたる場合 6日目以降からの「日数×食費」をお返しします。	
	iv 生活利便サービス(来訪者の取り次ぎ、配達物の受け取り等)	
	v 健康維持サービス・支援サービス(鎌倉市健康診断の案内、医療機関の紹介、感染症対策、健康相談等)	
	vi 安全管理サービス(安否確認、緊急時対応、夜間警備等)	
② 上記以外の別途費用負担の必要なサービス	i 居室において入居者が消費した電気の料金： 居室の個メーター検針による使用料(月額)	
	ii 暖房費(毎年11月から翌年3月まで)：月額2,200円	
	iii 入居者が選定する特別なサービスの提供に要する費用(状況によって変更)	
	内 容	備 考
	イ 春のお花見会(貸切バス及びお茶代又は昼食代の一部負担)	午前出発の場合：2,000円程度 午後出発の場合：500円程度
	ロ 春と秋の日帰り旅行(貸切バス及び昼食代の一部負担)	2,500円程度
	ハ 理髪(歩いて理髪店に行けない方の為のサービスで、約40日に1回)(実費)	3,000円程度
	ニ 各クラブ活動にかかる費用	
	① 手芸部：材料費等実費	刺しゅう糸代(実費) 布代(実費)
	② 絵画部：材料費等実費	水彩絵の具(実費) パレット(実費) 筆(実費) 鉛筆削り(実費) 額(3カ月後購入)(実費) ＊ スケッチブック1冊、鉛筆1本、消しゴム1個は無料
	③ コーラス部	無料
	④ 聖研部	無料

	ホ 衣類等のクリーニング(クリーニング店に取り次ぐ)	実費
	ハ 新聞の購読(新聞販売店に取り次ぐ)	実費
	ト 個人の買物代行購入代金(歩いて買い物に行けない方が対象)	実費
	チ 入浴の見守り(週2回)(大浴室で入浴可能な方が対象)	無料
	リ 食事の配膳サービス(病気等で食堂に来られない場合)	無料
	iv 介護保険サービスを利用した場合： ① 要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(1割自己負担額) ② 上記介護サービスが介護保険給付金額を超えた場合、超過分は全額自己負担	
	v 前各号の他、日常生活に通常必要なものの費用で、入居者が負担することが適切と判断される費用 例：洗面用具、入浴用品、洗濯用洗剤、消耗品等、個人使用に係る費用 ＊ 通院、買物は自己責任、自己管理の下に行う	
③ 無料のサービス	i ホームで企画するレクリエーション しなやか体操、太極拳、アロマテラピー、音楽療法、カラオケ、朗読の会等	
	ii 新聞閲覧(5誌) 雑誌閲覧(5誌)	

以上

年 月 日

軽費老人ホーム鎌倉静養館のご利用にあたり、本書面に基づき重要事項を説明いたしました。

事業者 鎌倉市稲村ガ崎 3-13-53

軽費老人ホーム鎌倉静養館

施設長 ⑩

説明者 ⑩

軽費老人ホーム鎌倉静養館の利用にあたり、事業者から本書面に基づき重要事項の説明を受けました。

入所者 住所

氏名 ⑩